

RELO

株式会社 **リログループ** 証券コード：8876

第**59**回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月24日(水曜日)

午前10時(受付開始 午前9時30分)

開催場所

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

京王プラザホテル南館4階「扇」

議案

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件



郵送またはインターネット等による議決権行使期限
2026年6月23日(火曜日)午後5時30分まで

追い風を捉え、 貢献を増やし、 成長へ

代表取締役CEO

中村 謙一
Kenichi Nakamura



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当期は、新たな中期経営計画がスタートする重要な年であり、目標の2029年3月期の営業利益500億円の達成に向け、各事業で人材投資や先行投資を施して参りましたが、ストック性の高い当社、収益基盤が底力を発揮し、この初年度も、過去最高益を更新することができました。

アフターコロナから日本の大転換、そして、世界の大転換と言える様な激しく動く事業環境の中、人の移動は、どの様になっていくのか、又、働き手不足は、我々の事業にどのように影響するのかを確認致しました。

まず、福利厚生事業と借上社宅管理事業には、働き手不足による福利厚生の充実という追い風が吹いておりますので、両事業共に各サポートメニューやシステムの利便性を高め、人手不足が深刻化する企業の人材確保・定着に直結する機能を提供し、真の問題解決者として貢献を広げて参ります。また、海外赴任支援事業では日本企業の人材の世界化対応を支援するサービスを強化し、この分野でトータルサポートができる唯一の存在として成長していく所存です。加えて、賃貸管理事業および観光事業においては、これまでの運営実績を基盤にしつつ、借上社宅管理事業や福利厚生事業からの送客力を活かし、両業界の事業承継や事業再生の受け皿として大きく成長するシナリオです。

以上、日本のマクロ的課題を考えますと、当社事業は、まさにその解決に大いに貢献できる位置におり、追い風に乗るための準備も整いましたので、「日本を代表する課題解決カンパニーになる」という構想の下、企業価値の持続的向上に向け、ギアを上げて参ります。

既に開示しております通り、資本効率をより重視した経営を推進するため、中期計画「第四次オリンピック作戦」におけるROE目標を25～30%の水準に引き上げます。また、これに伴い、本中計期間中、総還元性向60%および配当性向50%を目安とし、累進配当を採用することで、還元水準の大幅な引き上げを図ることと致しました。

株主の皆様におかれましては、今後とも、変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

証券コード 8876
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日 2026年6月2日)

株 主 各 位

東京都新宿区新宿四丁目3番23号
株式会社 リログループ
代表取締役CEO 中村 謙一

第59回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.relo.jp/ir/library/convocation.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、「**議決権行使についてのご案内**」（4頁から5頁）のとおり、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時	2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所	東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 京王プラザホテル南館4階「扇」
3. 目的事項	報告事項 1. 第59期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第59期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

以上

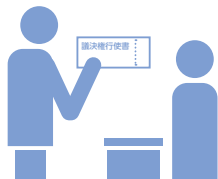
- 書面交付請求された株主様へ
電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」
 - ②連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 機関投資家の皆様へ
株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込みされた場合には、当該プラットフォームより議決権をご行使いただけます。

議決権行使についてのご案内

当社の経営に参加できる権利「議決権」をご行使ください。

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席される方



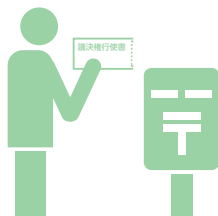
開催日時：2026年6月24日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席されない方

詳細は次頁をご覧ください

郵送または電磁的方法（インターネット等）により、議決権をご行使いただけます。



■ 郵送による議決権の行使

行使期限：2026年6月23日（火曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
※議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。



■ 電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使

行使期限：2026年6月23日（火曜日）午後5時30分まで

パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く、以下、本議案において同じ。）全員（7名）は本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について、監査等委員会からの意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者一覧

候補者番号	氏名（年齢）	現在の当社における地位・担当	出席回数／取締役会
1	再任 ささだまさのり 佐々田 正 徳 (満80歳)	取締役会長 グループ統括	100% (16回/16回)
2	再任 なかむらけんいち 中 村 謙 一 (満60歳)	代表取締役CEO 総括・内部監査室担当	100% (16回/16回)
3	再任 かどたやすし 門 田 康 (満59歳)	取締役CFO兼CIO その他の事業統括 コーポレートスタッフ部門担当	100% (16回/16回)
4	再任 かわのたけし 河 野 豪 (満51歳)	取締役COO アウトソーシング事業・ 賃貸管理事業統括 新規事業開発室・事業開 発室・営業企画室管掌 海外事業開発室担当	100% (16回/16回)
5	再任 こやまかつひこ 小 山 克 彦 (満61歳)	取締役CHRO 人材開発室・人事給与ユ ニット・リスクマネジメ ント室担当	100% (16回/16回)
6	再任 たむらよしかつ 田 村 佳 克 (満53歳)	取締役 観光事業統括	100% (13回/13回)
7	再任 さくらいまさお 櫻 井 政 夫 (満67歳)	社外取締役 独立役員 取締役	100% (16回/16回)

候補者番号

1

さ さ だ まさ のり
佐々田 正 徳

1945年6月10日生（満80歳）

再任



略歴

- 1971年 1 月 当社入社
- 1978年 7 月 当社代表取締役社長
- 2003年 4 月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者
- 2003年 6 月 当社代表取締役会長
- 2009年 6 月 当社取締役
- 2012年 4 月 当社取締役会長（現任）
当社グループ統括（現任）

取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

所有する当社の株式数
668,000株

取締役選任理由

当社グループ創業者で、経営や事業開発に関する豊富な経験・実績・見識を有することはもちろん、当社ビジョンや信条など「リロスピリッツ」を作り上げた人物であります。現在は取締役会長として、経験に裏付けられた的確な視点から経営全般に関する助言を行っており、重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

なか むら けん いち
中 村 謙 一

1966年4月14日生（満60歳）

再任



略歴

- 1989年4月 当社入社
- 2004年4月 当社執行役員
- 2009年6月 当社取締役
- 2010年10月 当社代表取締役社長
当社総括・内部監査室担当（現任）
- 2022年4月 当社代表取締役CEO（現任）

取締役選任理由

■ 取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

■ 所有する当社の株式数
1,377,500株

当社の代表取締役CEOとして直近10年以上グループ経営を牽引し、3回の中期経営計画を経る中で過去最高益を更新してまいりました。また、現在、新たに開始した中期経営計画「第四次オリンピック作戦」の達成に向けて、グループ経営陣を指揮しており、当社グループの中長期的な企業価値向上を図るうえで必要不可欠な人物であります。今後も優れたリーダーシップが期待できることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

かど た
門 田

やすし
康

1966年11月26日生（満59歳）

再任



略歴

- 2000年10月 当社入社
- 2006年 6 月 当社取締役
- 2015年 4 月 株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ代表取締役（現任）
- 2016年 4 月 当社コーポレートスタッフ部門担当（現任）
- 2019年 4 月 当社その他の事業統括（現任）
- 2022年 4 月 当社取締役CFO
- 2025年 4 月 当社取締役CFO兼CIO（現任）

■ 取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

■ 所有する当社の株式数
757,500株

重要な兼職の状況

株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ代表取締役

取締役選任理由

長年に亘って財務面を中心に当社の経営管理において豊富な実績および知識を有しており、現在においても取締役CFO 兼 CIOとして、幅広くコーポレート部門全般を管掌しております。引き続き、経営の重要事項の決定および業務執行を担うのに適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

かわの
河野

たけし
豪

1975年3月24日生（満51歳）

再任



略歴

- 1997年4月 当社入社
- 2016年4月 株式会社リロクラブ代表取締役
- 2018年6月 当社取締役
- 2019年4月 当社取締役CIO
- 2024年4月 当社取締役CIO兼CSO
当社新規事業開発室担当
- 2025年4月 当社取締役COO（現任）
当社アウトソーシング事業統括・賃貸管理事業統括（現任）
当社新規事業開発室・事業開発室・営業企画室管掌（現任）
当社海外事業開発室担当（現任）
- 2026年4月 株式会社リロクラブ代表取締役（現任）
株式会社みらいウェルネス代表取締役（現任）

取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

所有する当社の株式数
300,500株

重要な兼職の状況

- 株式会社リロクラブ代表取締役
- 株式会社みらいウェルネス代表取締役

取締役選任理由

株式会社リロクラブの社長を務め、システム投資による福利厚生事業の利益率改善に大きく貢献したほか、DX化の推進と新たな事業領域の開拓においてグループを牽引してまいりました。現在は取締役COOとして、より幅広い営業領域において事業成長を統括しております。引き続き、経営の重要事項の決定および業務執行を担うのに適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

こ やま かつ ひこ
小 山 克 彦

1965年4月2日生（満61歳）

再任



略歴

- 1989年4月 当社入社
- 2002年12月 当社人材開発室室長
- 2005年2月 当社執行役員
- 2013年6月 当社取締役
当社人材開発室・リスクマネジメント室担当
- 2016年6月 当社常勤監査役
- 2021年6月 当社取締役
当社人材開発室・人事給与ユニット・総務ユニット担当
- 2022年4月 当社取締役CHRO（現任）
- 2022年9月 当社人材開発室・人事給与ユニット・リスクマネジメント室担当
（現任）

■ 取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

■ 所有する当社の株式数
512,300株

取締役選任理由

当社の現行の人事・報酬制度を創設したほか、人事業務において豊富な経験・実績・見識を有しており、現在においても取締役CHROとして人的資本経営の推進に貢献しております。加えて、リスクマネジメントも担当し、BCPなどの策定や常時のリスク管理体制の強化を指揮しております。引き続き、経営の重要事項の決定および業務執行を担うのに適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者番号

6

たむらよし かつ
田村佳克

1973年4月9日生（満53歳）

再任



略歴

- 1997年 4 月 当社入社
- 2012年 4 月 株式会社ワールドリゾートオペレーション代表取締役
- 2019年 2 月 株式会社リロバケーションズ代表取締役（現任）
- 2019年 4 月 当社上席執行役員
当社観光事業統括（現任）
- 2019年 7 月 株式会社スペースマネジメント代表取締役（現任）
- 2024年 4 月 当社常務執行役員
- 2025年 4 月 株式会社エキップ代表取締役（現任）
- 2025年 6 月 当社取締役（現任）

取締役会への出席状況
100% (13回/13回)

所有する当社の株式数
381,600株

重要な兼職の状況

- 株式会社リロバケーションズ代表取締役
- 株式会社スペースマネジメント代表取締役
- 株式会社エキップ代表取締役

取締役選任理由

株式会社リロバケーションズの社長として観光事業の業容拡大に注力し、グループの基幹事業の一つにまで育ててまいりました。売上・利益面の成長のみにとどまらず、ホテル運営においてサステナビリティ経営を推進するなど、多様な面で経営に関する経験・実績・見識を有しており、今後も経営の重要事項の決定および業務執行を担うのに適任であると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

7

さくら
櫻

い
井

まさ
政

お
夫

1958年8月7日生（満67歳）

再任

社外取締役

独立役員



略歴

- 1987年10月 監査法人朝日新和会計（現：有限責任あずさ監査法人）入所
- 1991年 9月 大野木公認会計士事務所（現：大野木総合会計事務所）入所
- 1996年 6月 税理士登録 櫻井公認会計士事務所代表（現任）
- 2005年 7月 レデックス株式会社社外監査役（現任）
- 2013年10月 日本公認会計士協会経営研究調査会事業承継専門部会長
- 2014年 7月 日本公認会計士協会中小企業施策調査会委員
- 2015年 6月 当社社外監査役
- 2023年 6月 当社社外取締役（現任）

取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

所有する当社の株式数
5,100株

重要な兼職の状況

櫻井公認会計士事務所代表

社外取締役選任理由および選任された場合に期待される役割の概要

公認会計士・税理士として豊富な経験・実績・見識を有していることに加え、当社の社外監査役としての経験もあり、過去に社外取締役又は社外監査役となる以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、引き続き当社の経営に対する社外取締役としての監督と助言をいただくうえで適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

同氏には独立した客観的な立場より、会計・税務面を中心とした助言や経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 櫻井政夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。また、同氏は過去に当社の社外監査役でありました。
3. 田村佳克氏の取締役会への出席状況は、同氏が取締役就任して以降のものであります。
4. 当社は櫻井政夫氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。櫻井政夫氏が再任された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、櫻井政夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 当社は、現任の取締役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、各候補者の選任が承認された場合、当社は各氏との間の上記補償契約を継続する予定であります。
7. 当社は、取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者一覧

候補者番号	氏名（年齢）	出席回数／取締役会	出席回数／監査等委員会
1	再任 おおき のぶ よし 大 木 延 佳 (満59歳)	100% (16回/16回)	100% (20回/20回)
2	再任 つつみ たけ あかね 堤 竹 あかね (満60歳)	100% (16回/16回)	100% (20回/20回)
3	再任 さとう か おり 佐 藤 香 織 (満52歳) 社外取締役 独立役員	100% (16回/16回)	100% (20回/20回)
4	再任 ほん ま よう いち 本 間 洋 一 (満56歳) 社外取締役 独立役員	100% (16回/16回)	100% (20回/20回)
5	再任 やま もと せつ こ 山 本 節 子 (満78歳) 社外取締役 独立役員	94% (15回/16回)	90% (18回/20回)

候補者番号

1

おお き のぶ よし
大 木 延 佳

1967年2月15日生（満59歳）

再任



略歴

- 1989年 4 月 当社入社
- 2005年 4 月 株式会社福利厚生倶楽部中国 取締役
- 2015年 5 月 利楼福（上海）企業管理諮詢有限公司 総経理
- 2022年 4 月 当社内部監査室
- 2023年 6 月 当社常勤監査役
- 2024年 6 月 当社取締役【常勤監査等委員】（現任）

監査等委員である取締役選任理由

取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

監査等委員会への出席
状況
100% (20回/20回)

所有する当社の株式数
222,600株

海外現地法人の立ち上げを含め、当社の福利厚生部門での勤務を中心とした経験から、グループ経営に関する豊富な知識・実績・見識を有しております。加えて、当社の内部監査室スタッフ勤務や常勤監査役として、経営監督の立場も経験してまいりました。このような経験・実績を活かして当社の取締役会の経営機能を強化することが期待できます。また、現在常勤の監査等委員として社内の情報を積極的に収集し、職務を適切に果たしていることから、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

2

つつみ
堤

たけ
竹

あかね
あかね

1965年9月16日生（満60歳）

再任



略歴

- 1988年 4 月 当社入社
- 2008年 7 月 株式会社リロケーション・ジャパン執行役員
- 2014年 4 月 ダイヤモンド住宅株式会社取締役
株式会社ダイヤモンド・マネジメント取締役
株式会社ディー・ジェイホームサービス取締役
- 2024年 6 月 当社取締役【常勤監査等委員】（現任）

監査等委員である取締役選任理由

取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

監査等委員会への出席
状況
100% (20回/20回)

所有する当社の株式数
311,500株

借上社宅管理事業を中心に30年以上勤務する中で、当社の子会社の取締役および執行役員を経験し、グループ経営、特に管理部門の構築・運営に関する豊富な知識・実績・見識を有しております。このような経験・実績を活かして当社の取締役会の経営機能を強化することが期待できます。また、現在常勤の監査等委員として社内の情報を積極的に収集し、職務を適切に果たしていることから、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

3

さとう かおり
佐藤 香織

1973年7月30日生（満52歳）

再任

社外取締役

独立役員



略歴

2000年10月 弁護士登録 富士総合法律事務所入所
 2001年10月 鳥飼総合法律事務所入所（現任）
 2010年9月 国立大学法人千葉大学大学院専門法務研究科非常勤講師（現任）
 2022年7月 株式会社スタートライン社外取締役（現任）
 2022年11月 ヘルスケア&メディカル投資法人監督役員（現任）
 2022年12月 当社仮監査役（社外監査役）
 2023年3月 株式会社ショーケース社外取締役
 2023年6月 当社社外監査役
 2024年6月 当社社外取締役【監査等委員】（現任）

取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

監査等委員会への出席状況
100% (20回/20回)

所有する当社の株式数
一株

重要な兼職の状況

鳥飼総合法律事務所パートナー
 株式会社スタートライン社外取締役
 ヘルスケア&メディカル投資法人監督役員

監査等委員である社外取締役選任理由および選任された場合に期待される役割の概要

弁護士および法科大学院講師として、会社法・税法の分野を中心とした豊富な経験・実績・見識を有していることに加え、当社の社外監査役を経験しております。また、当社の社外監査役に就任以来、取締役会等において有益な意見を述べる等、社外取締役としての職務を適切に遂行されています。引き続き客観的かつ公正な立場から、取締役の職務の執行を監査・監督することが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。

株主総会参考書類

候補者番号

4

ほん ま よう いち
本 間 洋 一

1969年8月6日生（満56歳）

再任

社外取締役

独立役員



取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

監査等委員会への出席
状況
100% (20回/20回)

所有する当社の株式数
一株

略歴

- 1994年9月 公認会計士・税理士山田淳一郎事務所（現：税理士法人山田&パートナーズ）入所
- 2002年4月 公認会計士登録
- 2002年7月 優成監査法人（現：太陽有限責任監査法人）社員
- 2009年7月 優成監査法人代表社員
- 2009年10月 優成監査法人大阪事務所長
- 2018年7月 太陽有限責任監査法人社員（現任）
- 2023年6月 当社社外監査役
- 2024年6月 当社社外取締役【監査等委員】（現任）

重要な兼職の状況

太陽有限責任監査法人社員

監査等委員である社外取締役選任理由および選任された場合に期待される役割の概要

公認会計士として、IFRS（国際会計基準）を含めた幅広い分野において豊富な経験・実績・見識を有していることに加え、当社の社外監査役を経験しております。また、当社の社外監査役に就任以来、取締役会等において有益な意見を述べる等、社外監査役および社外取締役としての職務を適切に遂行されています。引き続き客観的かつ公正な立場から、取締役の職務の執行を監査・監督することが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者としました。

なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。

候補者番号

5

やま もと せつ こ
山 本 節 子

1948年2月4日生（満78歳）

再任

社外取締役

独立役員



略歴

- 1968年 4月 株式会社阪急交通社 東京本社入社
- 1990年 3月 有限会社ザ・プロトコール代表取締役（現任）
- 2023年 6月 当社社外取締役
- 2024年 6月 当社社外取締役【監査等委員】（現任）

重要な兼職の状況

有限会社ザ・プロトコール代表取締役

取締役会への出席状況
94% (15回/16回)

監査等委員会への出席
状況
90% (18回/20回)

所有する当社の株式数
9,900株

監査等委員である社外取締役選任理由および選任された場合に期待される役割の概要

コンサルタントおよび経営者としての実績やオランダ王国外交官夫人として長年海外に駐在するなど幅広い知見を有しており、また、当社の社外取締役としての経営監督の立場も経験しております。また、当社の社外取締役に就任以来、取締役会等において有益な意見を述べる等、社外取締役としての職務を適切に遂行されており、引き続き客観的かつ公正な立場から、取締役の職務の執行を監査・監督することが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤香織氏、本間洋一氏及び山本節子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって2年（山本節子氏について、社外取締役としての在任期間は3年）となります。また、佐藤香織氏及び本間洋一氏は、過去に当社の社外監査役であり、山本節子氏は、過去に当社の社外取締役でありました。
3. 当社は、大木延佳氏、堤竹あかね氏、佐藤香織氏、本間洋一氏及び山本節子氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。各氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、佐藤香織氏、本間洋一氏及び山本節子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 当社は、現任の取締役及び監査等委員である取締役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は各氏との間で上記補償契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役及び監査等委員である取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

株主総会参考書類

■選任後の取締役のスキルマトリクス

当社における 地位	氏 名	性別	指名・報酬 諮問委員会 ◎委員長	取締役候補者の専門性・特徴						
				企業経営	営業・ マーケティング	財務・会計	IT	人 事	コンプライアンス	ESG・ サステナビリティ
取締役会長	佐々田 正 徳	男性		○	○					
代表取締役CEO	中 村 謙 一	男性	○	○	○					
取締役CFO兼CIO	門 田 康	男性				○	○		○	○
取締役COO	河 野 豪	男性		○	○		○			
取締役CHRO	小 山 克 彦	男性						○	○	
取締役	田 村 佳 克	男性		○	○					○
社外取締役	櫻 井 政 夫	男性	◎			○				
取締役 (監査等委員)	大 木 延 佳	男性		○	○				○	
取締役 (監査等委員)	堤 竹 あかね	女性		○				○	○	
社外取締役 (監査等委員)	佐 藤 香 織	女性	○						○	
社外取締役 (監査等委員)	本 間 洋 一	男性				○				○
社外取締役 (監査等委員)	山 本 節 子	女性		○	○					

以 上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

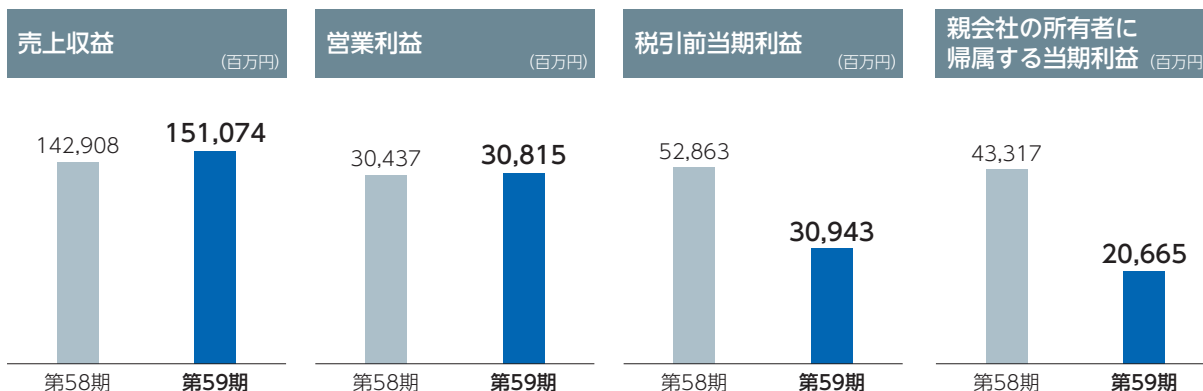
(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、日本企業の海外進出が活発化し、企業のグローバルな競争が激化する環境下において、「日本企業が世界で戦うために本業に集中できるよう、本業以外の業務をサポートすること」、「真のサムライパワーを発揮できるよう、日本企業の世界展開を支援すること」、また、これらの活動を通じ、「これから始まる日本の大転換になくはない存在になる」という使命のもと、「世界規模で展開する『生活総合支援サービス産業』の創出」というビジョンを掲げております。このビジョンの実現に向けて、2026年3月期を初年度とする中期経営計画「第四次オリンピック作戦」を策定、始動いたしました。第四次オリンピック作戦においては、特に重点的に取り組むべき3つの社会的課題として、「人材投資」、「労働力不足」、「シニア・相続」の3領域を起点とし、既存事業の深化、新規事業の創出、およびこれらを支える戦略的投資を一体的に推進してまいります。

当連結会計年度は、借上社宅管理事業の管理戸数や福利厚生事業における会員数などのストック基盤が堅調に積み上がり、売上収益、営業利益が前期を上回りました。一方、2024年5月9日付で公表した「持分法適用会社株式に対する公開買付けに係る応募契約の締結及び持分法による投資の売却益の計上見込みに関するお知らせ」のとおり、前連結会計年度に持分法による投資の売却益として187億円を計上したことなどから、税引前当期利益、親会社の所有者に帰属する当期利益については減益となりました。

これらの結果、売上収益1,510億74百万円（前期比5.7%増）、営業利益308億15百万円（同1.2%増）、税引前当期利益309億43百万円（同41.5%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益206億65百万円（同52.3%減）となりました。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、前連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。



アウトソーシング事業



売上収益 (百万円)

74,222 80,769

増減額 6,547 ↑
増減率 8.8% ↑

第58期

第59期

営業利益 (百万円)

22,154 22,899

増減額 745 ↑
増減率 3.4% ↑

第58期

第59期

福利厚生代行サービス、顧客特典代行サービス、住まいの駆け付けサービス、借上社宅管理業務アウトソーシングサービス、海外赴任サポート、インバウンドサポート、駐在員規程・処遇コンサルティング、海外現地サポート、海外赴任に関連する各種データの提供等

当事業は、福利厚生事業、借上社宅管理事業、海外赴任支援事業で構成され、B to B領域のアウトソーシング事業を展開しております。福利厚生事業においては、企業の業務負担とコストを軽減し様々なコンテンツに従業員へ提供する福利厚生代行サービスや、提携企業向けに顧客特典代行サービス等を提供しているほか、住まいの駆け付けサービスを手掛け、顧客会員の生活を総合的にサポートしております。借上社宅管理事業においては、借上社宅管理を中心に物件検索等による転居支援、留守宅管理等を手掛けております。また、海外赴任支援事業においては、日本企業の駐在員を中心に、赴任前から帰任に至るまで、海外赴任サポート等のサービスを総合的に展開しております。

当連結会計年度は、福利厚生代行サービスにおける会員の新規獲得が進み、会費収入が増加したほか、借上社宅管理事業の管理戸数が前期を上回ったことで、管理手数料収入や物件検索等による転居支援サービスの利用件数が増加したことなどから増収増益となりました。

これらの結果、売上収益807億69百万円（前期比8.8%増）、営業利益228億99百万円（同3.4%増）となりました。

賃貸管理事業



売上収益 (百万円)

51,759 52,956

増減額 1,196 ↑
増減率 2.3% ↑

第58期 第59期

営業利益 (百万円)

8,166 8,012

増減額 154 ↓
増減率 1.9% ↓

第58期 第59期

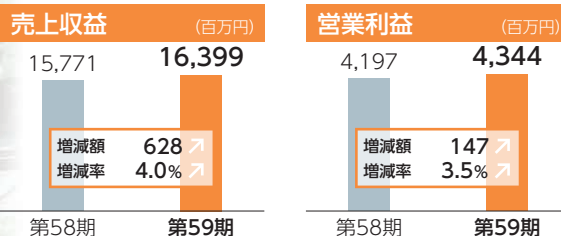
賃貸管理・工事、不動産仲介、不動産売買等

当事業は、「リロの賃貸」のもと、不動産オーナー向けに賃貸管理を中心としたサービスを展開しております。また、賃貸仲介や修繕・リフォーム工事など、管理業務に付随する幅広いサービスをワンストップで提供しており、全国規模のネットワークを活かした豊富な情報量と多様なサービスを提供しております。

当連結会計年度は、賃貸管理戸数が前期を上回り、ストック基盤が堅調に積み上がったことで増収となりましたが、人材投資の拡大に伴い、費用が増加したことなどから減益となりました。

これらの結果、売上収益529億56百万円（前期比2.3%増）、営業利益80億12百万円（同1.9%減）となりました。

観光事業



別荘のタイムシェア事業、ホテル運営事業、ホテル・旅館の再生事業等

当事業は、福利厚生事業の会員基盤や企業の保養所をはじめとした地方の中小型のホテル、旅館の運営ノウハウを活用し、ホテル運営事業と別荘のタイムシェア事業を展開するほか、後継者問題を抱えるホテル、旅館の再生にも取り組んでおります。

当連結会計年度は、ホテルの稼働率が堅調に推移したほか、新規開業施設の収益貢献等により増収増益となりました。また、別荘のタイムシェアにおいて利用料収入が増加したことも増益に寄与いたしました。

これらの結果、売上収益163億99百万円（前期比4.0%増）、営業利益43億44百万円（同3.5%増）となりました。

その他の事業

当事業は、主力事業の基盤を活かし金融関連事業等を展開しております。

当連結会計年度は、売上収益9億48百万円（前期比17.8%減）、営業損失2億6百万円（前連結会計年度は1億66百万円の営業損失）となりました。

事業報告

(2) 対処すべき課題

① グループ経営資源の活用

当社グループは、これまで企業福利厚生分野の総合アウトソーサーとして、住宅領域とライフサポート領域の双方にまたがるサービスを提供するグループ体制を構築してまいりました。

今後は、当社グループのサービスをご利用いただいている法人・個人の皆様に、当社グループが提供する複数のサービスを相互にご利用いただけるようにクロスセルモデルを確立するとともに、既存事業とシナジーの高い事業領域においては、新たにサービスを拡充することにより、さらなる事業基盤の拡大を図ってまいります。

② 新規事業の育成

当社グループは、留守宅管理サービスや福利厚生代行サービス、借上社宅管理業務アウトソーシングサービス、海外赴任サポートサービスなど先駆的なビジネスモデルを創出し、これらの事業を拡大することにより成長してまいりました。今後も、さらなる成長に向けて、主力事業と関連性の高い事業領域で新規事業を立ち上げていくとともに、インキュベーション途上にある事業は、早期に事業基盤を確立し利益貢献を果たすよう育成してまいります。

③ 景気変動等への対応

当社グループの主力事業である、福利厚生事業、借上社宅管理事業、賃貸管理事業などは、景気変動による影響は限定的であると考えておりますが、観光事業については、景気変動による個人の消費動向の影響を受け易いため、今後もより効率的な運営体制の構築を図るとともに、魅力ある施設の企画や運営などにも努めてまいります。

事業報告

④ 情報管理体制の強化

当社グループは、多数のお客さまや従業員の個人情報を取り扱っており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、情報セキュリティ保護方針及び特定個人情報取扱基本方針に基づき情報管理を徹底していることに加え、個人情報を多数取り扱う事業会社ではプライバシーマークの認証を取得しておりますが、今後も制度の継続的な運用の見直しや社内教育・研修の実施を継続して行ってまいります。

⑤ 海外展開に向けたグローバル人材育成

当社グループは、日本企業の世界展開の加速に合わせ、海外赴任支援事業を拡大してまいりました。また、グローバルカンパニーで働く人々の移動への対応を鑑み、海外拠点の拡大など、さらなる事業拡大の準備をしてまいりました。今後は世界市場で競争力をもつために必要な人材の採用と育成に取り組んでまいります。

⑥ デジタル化の推進

当社グループは、福利厚生事業において大規模なシステム開発を実施し事業の拡大及び利益率の改善を実現してまいりました。他事業でも同様の展開による成長を目論むとともに人手不足への対応を鑑み、さらなるシステム投資を行い、グループ全体のデジタル化推進に取り組んでまいります。

⑦ 事業体制強化への対応

当社グループは、企業福利厚生の総合アウトソーサーとして事業継続に向けたBCP（事業継続計画）を定めておりますが、近年増加している天災や新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症拡大等の状況においてもサービスを継続できるように事業体制をより強固にすべく、グループ全社で継続的改善に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

事業報告

(3) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 56 期 (2023年3月期)	第 57 期 (2024年3月期)	第 58 期 (2025年3月期)	第 59 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 収 益 (百万円)	123,698	132,580	142,908	151,074
税引前当期利益 又は損失(△) (百万円)	25,869	△19,404	52,863	30,943
親会社の所有者に 帰属する当期利益 又は損失(△) (百万円)	20,887	△27,807	43,317	20,665
資 産 合 計 (百万円)	322,691	290,165	303,176	324,288
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	68,615	38,624	68,198	84,568
基本的1株当たり 当期利益又は損失(△) (円)	136.62	△181.93	286.85	137.11
1株当たり 親会社所有者帰属持分 (円)	448.90	252.71	455.64	558.36

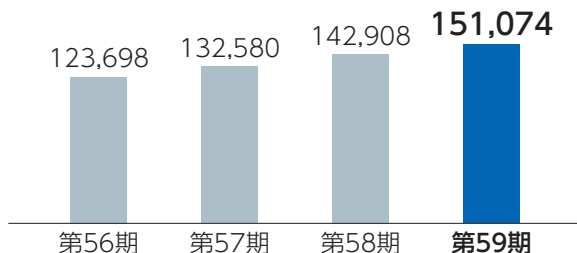
(注) 1. 国際会計基準 (IFRS) を適用して連結計算書類を作成しております。

2. 当社は、2022年5月6日開催の取締役会において、SIRVAグループ (SIRVA Holdings, Inc.とそのグループ会社の総称) を所有するGlobal Relocation and Moving Services, LP (以下、「GRMS」という。)と連結子会社の異動 (株式譲渡) およびグローバル・リロケーション事業の共同経営開始について合意をすることを決議し、7月29日に取引が完了いたしました。そのため、BGRS Limitedおよびグループ会社22社を非継続事業に分類しております。これに伴い、第56期の売上収益および税引前当期利益の金額については、非継続事業を除いた継続事業の金額に組み替えて表示しております。

事業報告

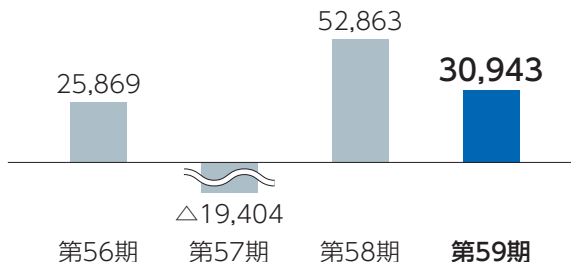
売上収益

(百万円)



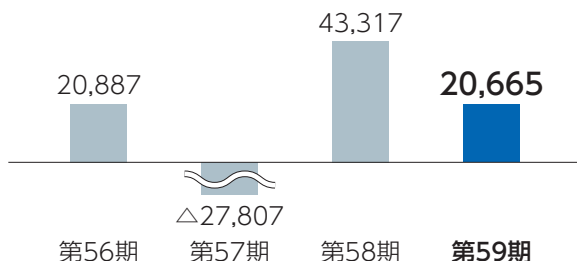
税引前当期利益又は損失 (△)

(百万円)



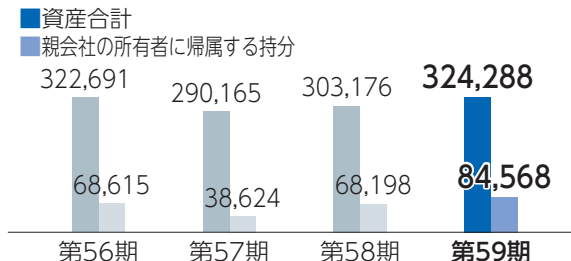
親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失 (△)

(百万円)



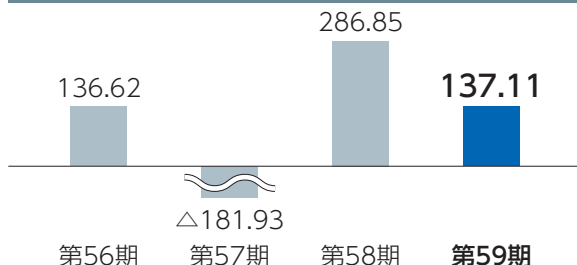
資産合計・親会社の所有者に帰属する持分

(百万円)



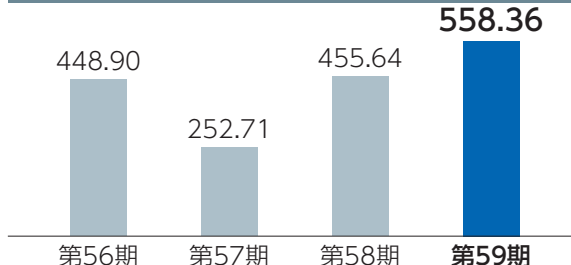
基本的1株当たり当期利益又は損失 (△)

(円)



1株当たり親会社所有者帰属持分

(円)



(注) 1. 国際会計基準 (IFRS) を適用して連結計算書類を作成しております。

2. 当社は、2022年5月6日開催の取締役会において、SIRVAグループ (SIRVA Holdings, Inc.とそのグループ会社の総称) を所有するGlobal Relocation and Moving Services, LP (以下、「GRMS」という。)と連結子会社の異動 (株式譲渡) およびグローバル・リロケーション事業の共同経営開始について合意をすることを決議し、7月29日に取引が完了いたしました。そのため、BGRS Limitedおよびグループ会社22社を非継続事業に分類しております。これに伴い、第56期の売上収益および税引前当期利益の金額については、非継続事業を除いた継続事業の金額に組み替えて表示しております。

事業報告

(4) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
(株)リロケーション・ジャパン	150百万円	100.0%	借上社宅管理アウトソーシングサービス
(株)リロクラブ	150百万円	100.0%	福利厚生代行サービス 顧客特典代行サービス
(株)東都	100百万円	(100.0%)	賃貸不動産管理・仲介
(株)駅前不動産ホールディングス	20百万円	(100.0%)	賃貸不動産管理・仲介の統括
(株)リロパートナーズ	100百万円	100.0%	賃貸管理事業の統括
Relo Redac, Inc.	US \$ 600,000	100.0%	北米における駐在員サポート

(注) 議決権比率欄の括弧書は間接所有に係るものであります。

② 関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
(株)アンサーホールディングス	100百万円	20.0%	総合不動産業
(株)福利厚生倶楽部中部	50百万円	(49.0%)	福利厚生代行サービス
(株)福利厚生倶楽部中国	50百万円	(50.0%)	福利厚生代行サービス
(株)福利厚生倶楽部九州	50百万円	(50.0%)	福利厚生代行サービス

(注) 議決権比率欄の括弧書は間接所有に係るものであります。

(5) 企業集団の主要な拠点 (2026年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都新宿区新宿四丁目3番23号

② 子会社等

会社名	所在地
(株)リロケーション・ジャパン	本社 東京都新宿区
(株)リロクラブ	本社 東京都新宿区
(株)東都	本社 東京都狛江市
(株)駅前不動産ホールディングス	本社 福岡県久留米市
(株)リロパートナーズ	本社 東京都新宿区
Relo Redac, Inc.	本社 米国 ニューヨーク州

事業報告

(6) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
アウトソーシング事業	1,513名 (945名)
賃貸管理事業	1,385名 (381名)
観光事業	369名 (762名)
その他の事業	58名 (8名)
全社 (共通)	126名 (18名)
合計	3,451名 (2,114名)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 嘱託社員、パートタイマー及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものではありません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
126名 (18名)	40.1歳	8年1ヶ月

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 嘱託社員、パートタイマー及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

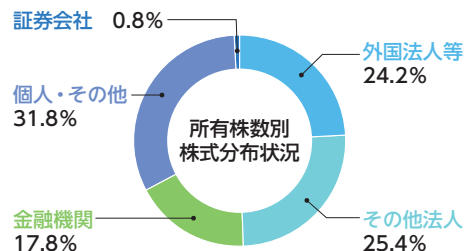
借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,404百万円
株式会社みずほ銀行	3,230百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,054百万円

事業報告

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 602,100,000株
- (2) 発行済株式の総数 153,016,200株
(自己株式1,541,475株を含む)
- (3) 1単元の株式数 100株
- (4) 株主数 15,006名
- (5) 大株主

株式の分布状況



株主名	持株数	持株比率
有限会社ササダ・ファンド	35,000千株	23.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	14,454千株	9.5%
光通信 K K 投資事業有限責任組合 無限責任組合員光通信株式会社	10,616千株	7.0%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	8,631千株	5.7%
UH Partners 2投資事業有限責任組合 無限責任組合員株式会社UH Partners 2	7,633千株	5.0%
リログループ従業員持株会	2,446千株	1.6%
TAIKI SASADA	1,990千株	1.3%
佐々田 有樹	1,984千株	1.3%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	1,900千株	1.3%
光通信株式会社	1,827千株	1.2%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

事業報告

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）	74,000株	2名
社外取締役（監査等委員であるものを除く）	—	—
取締役（監査等委員）	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告42頁「4. (2) 取締役の報酬等の額」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況 (2026年3月31日現在)

名称			2021年6月24日取締役会決議による新株予約権 (第16回)	2021年8月12日取締役会決議による新株予約権 (第17回)	
新株予約権の払込金額			—	1個当たり1,200円	
新株予約権の行使価額			1株当たり1円	1株当たり1円	
新株予約権の行使期間			2031年7月31日から 2033年7月31日まで	2026年4月1日から 2030年3月31日まで	
新株予約権の行使条件			(注) 1	(注) 2	
当社 役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,780個 目的である株式の数 178,000株 保有者数 4名	新株予約権の数 15個 目的である株式の数 1,500株 保有者数 1名	
		社外取締役	新株予約権の数 25個 目的である株式の数 2,500株 保有者数 1名	新株予約権の数 — 目的である株式の数 — 保有者数 —	
	取締役 (監査等委員)		新株予約権の数 — 目的である株式の数 — 保有者数 —	新株予約権の数 — 目的である株式の数 — 保有者数 —	
	名称			2022年5月12日取締役会決議による新株予約権 (第18回)	2025年5月8日取締役会決議による新株予約権 (第19回)
	新株予約権の払込金額			1個当たり300円	1個当たり200円
	新株予約権の行使価額			1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間			2026年4月1日から 2030年3月31日まで	2030年4月1日から 2034年3月31日まで	
新株予約権の行使条件			(注) 3	(注) 4	
当社 役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 5個 目的である株式の数 500株 保有者数 1名	新株予約権の数 740個 目的である株式の数 74,000株 保有者数 2名	
		社外取締役	新株予約権の数 5個 目的である株式の数 500株 保有者数 1名	新株予約権の数 — 目的である株式の数 — 保有者数 —	
	取締役 (監査等委員)		新株予約権の数 5個 目的である株式の数 500株 保有者数 1名	新株予約権の数 — 目的である株式の数 — 保有者数 —	

事業報告

(注) 1. 新株予約権の行使条件 (2021年6月24日取締役会決議による新株予約権)

本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役または監査役の任期満了もしくは従業員の定年により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者に対しては、前各項の新株予約権の行使の条件を満たしている場合でも、新株予約権を行使する日以前において、法令に違反した場合、所属会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合、当社または当社の子会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社取締役会が認めた場合、当社取締役会は、新株予約権の行使の権利を消滅させることができる。

本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。

2. 新株予約権の行使条件 (2021年8月12日取締役会決議による新株予約権)

本新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2025年3月期の連結損益計算書における税引前利益が355億円を超過した場合のみ、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役または監査役の任期満了もしくは従業員の定年により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者に対しては、前各項の新株予約権の行使の条件を満たしている場合でも、新株予約権を行使する日以前において、法令に違反した場合、所属会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合、当社または当社の子会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社取締役会が認めた場合、当社取締役会は、新株予約権の行使の権利を消滅させることができる。

本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。

事業報告

3. 新株予約権の行使条件（2022年5月12日取締役会決議による新株予約権）

本新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2025年3月期の連結損益計算書における税引前利益が355億円を超過した場合のみ、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役または監査役の任期満了もしくは従業員の定年により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者に対しては、前各項の新株予約権の行使の条件を満たしている場合でも、新株予約権を行使する日以前において、法令に違反した場合、所属会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合、当社または当社の子会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社取締役会が認めた場合、当社取締役会は、新株予約権の行使の権利を消滅させることができる。

本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。

4. 新株予約権の行使条件（2025年5月8日取締役会決議による新株予約権）

本新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2029年3月期の連結損益計算書における税引前利益もしくは営業利益が500億円以上となった場合のみ、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、取締役監査等委員、相談役、顧問、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役、相談役、顧問または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者である従業員が従業員の定年年齢以降に退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、取締役監査等委員、相談役、顧問、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役、相談役、顧問または従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者に対しては、前各項の新株予約権の行使の条件を満たしている場合でも、新株予約権を行使する日以前において、法令に違反した場合、所属会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合、当社または当社の子会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社取締役会が認めた場合、当社取締役会は、新株予約権の行使の権利を消滅させることができる。

本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。

事業報告

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項 (2026年3月31日現在)

2027年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(2020年12月17日発行)

決議年月日	2020年12月1日
新株予約権の数(個)	2,300(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,842,997(注)2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,361.1(注)3
新株予約権の行使期間	2020年12月31日～2027年12月3日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,361.1 資本組入額 1,680.55 (注)5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債を構成する本社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。
新株予約権付社債の残高(百万円)	23,000(注)1

- (注) 1. 2,300個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額(23,000百万円)を10,000,000円で除した個数の合計数。なお、新株予約権付社債の残高には額面金額を記載している。
2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数100株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記3記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

事業報告

3. (1) 転換価額は、当初3,411円とする。
- (2) 2026年5月14日開催の取締役会において、期末配当を1株につき69円とする剰余金配当案が承認可決され、2026年3月期の年間配当が1株につき69円と決定されたことに伴い、2027年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、当該転換価額を3,361.1円から3,287.1円に調整いたしました。
- (3) 転換価額は、新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

4. 2020年12月31日（同日を含む。）から2027年12月3日（同日を含む。）の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。

但し、(i)本新株予約権付社債の要項に定める130%コールオプション条項、クリーンアップ条項、税制変更等、組織再編等、上場廃止等及びスクイズアウトによる繰上償還の場合には、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更等による繰上償還の場合において、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(ii)新株予約権付社債の買入消却がなされる場合は、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、また(iii)期限の利益の喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。

但し、上記いずれの場合も、2027年12月3日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。また、当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下「株式取得日」という。）（又は株式取得日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第1項に従い株主を確定するために定めたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使できる期間を、当該変更を反映するために修正することができる。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

事業報告

6. (1) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。

また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

本(1)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して組織再編等による繰上償還の条項に記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (2) 上記(注)6(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(注)3(2)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

事業報告

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日又は上記(注)6(1)記載の承継及び交付の実行日のうちいずれか遅い日から、上記(注)4に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。
 - ⑨ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (3) 当社は、上記(注)6(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

事業報告

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	佐々田 正 徳	グループ統括
代表取締役CEO	中 村 謙 一	総括・内部監査室担当
取締役CFO兼CIO	門 田 康	その他の事業統括 コーポレートスタッフ部門担当 株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ代表取締役
取締役COO	河 野 豪	アウトソーシング事業・賃貸管理事業統括 新規事業開発室・事業開発室・営業企画室管掌 海外事業開発室担当
取締役CHRO	小 山 克 彦	人材開発室・人事給与ユニット・リスクマネジメント室担当
取 締 役	田 村 佳 克	観光事業統括 株式会社リロバケーションズ代表取締役 株式会社スペースマネジメント代表取締役 株式会社エキップ代表取締役
取 締 役	櫻 井 政 夫	櫻井公認会計士事務所代表
取 締 役 (常勤監査等委員)	大 木 延 佳	—
取 締 役 (常勤監査等委員)	堤 竹 あかね	—
取 締 役 (監査等委員)	佐 藤 香 織	鳥飼総合法律事務所パートナー 株式会社スタートライン社外取締役 ヘルスケア&メディカル投資法人監督役員
取 締 役 (監査等委員)	本 間 洋 一	太陽有限責任監査法人社員
取 締 役 (監査等委員)	山 本 節 子	有限会社ザ・プロトコール代表取締役

事業報告

- (注)
1. 2025年6月25日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、取締役越永堅士氏が任期満了により退任しております。
 2. 門田康氏は、2025年4月1日付で取締役CFO兼CIOに就任いたしました。
 3. 河野豪氏は、2025年4月1日付で取締役COOに就任いたしました。
 4. 2025年6月25日開催の第58回定時株主総会において、田村佳克氏が新たに取締役に選任され就任しております。
 5. 櫻井政夫氏、佐藤香織氏、本間洋一氏および山本節子氏は、社外取締役であります。
 6. 当社は、社外取締役の全員を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
 7. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 8. 取締役（監査等委員）本間洋一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 9. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役からの情報収集および重要な会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、大木延佳氏および堤竹あかね氏を常勤の監査等委員として選定しております。

事業報告

(2) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額		
		金 銭 報 酬	非 金 銭 報 酬	合 計
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1)	260百万円 (6)	56百万円 (0)	317百万円 (7)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	5名 (3)	47百万円 (19)	- (-)	47百万円 (19)
合 計	13名	307百万円	56百万円	364百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2024年6月26日開催の第57回定時株主総会において年額400百万円以内(うち、社外取締役年額20百万円以内)と決議しております(従業員兼務取締役の従業員給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は1名)です。
3. 取締役(監査等委員)の金銭報酬の額は、2024年6月26日開催の第57回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は5名です。
4. 取締役の非金銭報酬の内容については、ストック・オプション(新株予約権)および譲渡制限付株式であり、ストック・オプションの割当ての際の条件等は、「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。ストック・オプションに関する報酬の額および内容については、2021年6月24日開催の第54回定時株主総会において、金銭報酬とは別枠にて、取締役については年間2,500個(うち社外取締役にに対して100個)を上限としてストック・オプションとしての新株予約権を付与することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役2名)であり、監査役の員数は4名です。また、譲渡制限付株式については、2025年6月25日開催の第58回定時株主総会において、金銭報酬とは別枠にて、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)を対象に、譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を年200百万円以内、対象取締役にに対して発行又は処分する普通株式の総数を年74,000株以内として、対象取締役に譲渡制限付株式を割り当てることについて決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)は6名です。
5. 非金銭報酬の額は、ストック・オプションおよび譲渡制限付株式に係る支給額の内、当事業年度に帰属する金額です。
6. 上記には、2025年6月25日開催の第58回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。

事業報告

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等

当社は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」について、2025年6月25日付の取締役会決議に基づき決定しております。

当社の取締役の報酬は、月例の固定金銭報酬および中期経営計画の開始等に合わせて発行される非金銭報酬（譲渡制限付株式）にて構成しております。金銭報酬と非金銭報酬の割合については、譲渡制限付株式が中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的としていることを踏まえ適切に決定することといたします。

また、個別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与する報酬の額の決定は、各取締役の担当職務および業績、貢献度等を総合的に勘案して決定することとし、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により、取締役会長佐々田 正徳（グループ統括）および代表取締役CEO中村 謙一（総括兼内部監査室担当）に決定を一任いたします。委任の理由としては、当社グループ全体の業績や各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の貢献度等を適切に評価するには、取締役会長および代表取締役CEOの協議によることが最も適すると判断するためです。

取締役会長および代表取締役CEOの決定した各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額に関しては、代表取締役CEOおよび社外取締役の3名以上で構成する指名・報酬諮問委員会において、決定額の公平性・客観性を検討し、必要に応じて、同委員会の構成員である社外取締役から取締役会長および代表取締役CEOへの助言・指導を行うとともに、取締役会長および代表取締役CEOの決定した方針について当社取締役会に対して報告を行っていることから、取締役会としては、当事業年度に係る報酬等の内容は取締役会で決定される報酬決定の方針に沿うものと判断しております。

(4) 補償契約の内容の概要

① 当該役員の氏名

佐々田正徳、中村謙一、門田康、河野豪、小山克彦、田村佳克、櫻井政夫、大木延佳、堤竹あかね、佐藤香織、本間洋一、山本節子

② 補償契約の内容

本契約は、当社が優秀な人材を確保するとともに、当社の取締役がその職務の執行に伴い損害賠償責任等を負うことを過度に恐れ、職務の執行が委縮することを防止するため、当社が被補償者に対し、その職務の執行に伴い生じた費用又は損失の全部又は一部を補償することを目的とする。

事業報告

(5) D&O契約内容の概要

- ① 保険の対象となる範囲
 - ・役員等（子会社を含む）
 - ・管理職従業員
 - ・役員と共同被告になったか、他の従業員または派遣社員から不当労働行為等を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員
- ② 保険契約の内容
 - (イ) 被保険者が実質的に保険料を負担している場合はその負担割合
当社が全額負担しており、被保険者は負担しておりません。
 - (ロ) 補償対象となる保険事故の概要
 - ・訴訟費用、弁護士費用など（株主代表訴訟についての費用を含む）
 - ・第三者に対する損害賠償訴訟に関する賠償金
 - ・株主代表訴訟における損害賠償金
 - (ハ) 職務執行の適正性が損なわれないようにする措置を講じている場合は、その内容
通常の職務執行において、適正性が担保されていると考えておりますので、本保険契約において特段の措置は講ずることを想定しておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	当該兼職先との関係
取締役	櫻井 政夫	櫻井公認会計士事務所代表	当社と兼職先の間には重要な取引 その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	佐藤 香織	鳥飼総合法律事務所パートナー 株式会社スタートライン社外取締役 ヘルスケア&メディカル投資法人監督役員	当社と兼職先の間には重要な取引 その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	本間 洋一	太陽有限責任監査法人社員	当社と兼職先の間には重要な取引 その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	山本 節子	有限会社ザ・プロトコール代表取締役	当社と兼職先の間には重要な取引 その他の関係はありません。

事業報告

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	主な活動状況 (出席状況、発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要)
櫻井 政夫	取締役	<p>当該事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、財務・会計・税務に関して有益な発言を行っております。</p> <p>また当該事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会においては、役員の報酬の審議に携わり、客観的・中立的立場から適宜必要な助言・提言を行い期待された役割を適切に果たしております。</p>
佐藤 香織	取締役 (監査等委員)	<p>当該事業年度に開催された取締役会16回の全てに監査等委員として出席し、また、監査等委員会20回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に弁護士としての専門的見地から、企業法務に関し有益な助言を行っております。</p> <p>また当該事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会においては、役員の報酬の審議に携わり、客観的・中立的立場から適宜必要な助言・提言を行い期待された役割を適切に果たしております。</p>
本間 洋一	取締役 (監査等委員)	<p>当該事業年度に開催された取締役会16回の全てに監査等委員として出席し、また、監査等委員会20回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士・税理士としての専門的な知識や豊富な経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べるなど、取締役の職務執行の監督を行い期待された役割を適切に果たしております。</p>
山本 節子	取締役 (監査等委員)	<p>当該事業年度に開催された取締役会16回のうち監査等委員として15回出席し、監査等委員会20回のうち18回に出席いたしました。</p> <p>経営者としての経験と見識を生かし、主に経営全般に関する専門的な見地から議案等について必要に応じて意見を述べるなど、取締役の職務執行の監督を行い期待された役割を適切に果たしております。</p>

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要課題の一つとして考え、35%前後の配当性向を目安に連結業績に連動した配当とすることを基本方針とし、一過性の特殊要因による影響を必要に応じて調整することで、安定的な利益還元を図ってまいりました。

中期経営計画「第四次オリンピック作戦」の初年度に当たる2026年3月期においては、資本効率のさらなる向上を重要な経営課題の一つと位置付け、ROE目標を従来の20%以上から25%~30%へ引き上げております。

当社は、ROE向上に向けた資本政策の一環として、株主還元の一層の充実を図るため、2026年3月期より、配当性向を50%へ引き上げるとともに、自己株式の取得を含めた総還元性向60%を目安とする方針を新たに導入いたしました。

また、株主の皆様への利益還元の機会を拡充し、より安定的な配当を実施する観点から、原則として年間配当の維持または増配を行う累進配当を基本とすることに加え、中間配当を導入し、期末配当とあわせた年2回の配当を実施する方針といたしました。

なお、当期においては、福利厚生事業における会員数や、借上社宅管理事業および賃貸管理事業における管理戸数などのストック基盤が堅調に拡大したほか、ホテル運営や不動産仲介等のフロー収益も順調に推移し、営業利益は過去最高益を更新いたしました。

これらを踏まえ、期末配当金につきましては、期初の配当予想に1株当たり20円増額し、1株当たり69円といたします。

なお、1株当たり69円は過去最高の配当額となります。

今後も、継続的な成長を実現するための投資や財務体質の強化といった観点とのバランスを図りながら、企業価値の向上を通じた安定的かつ継続的な株主還元の実現に努めてまいります。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	期別	(ご参考) 第58期 2025年3月31日現在	第59期 2026年3月31日現在	科目	期別	(ご参考) 第58期 2025年3月31日現在	第59期 2026年3月31日現在
資産				負債			
流動資産		167,045	180,345	流動負債		126,778	136,647
現金及び現金同等物		64,021	63,398	営業債務及び その他の債務		65,985	74,687
営業債権及び その他の債権		89,196	101,215	社債及び借入金		12,084	12,088
棚卸資産		7,322	9,057	リース負債		9,832	10,300
その他の金融資産		2,209	1,672	未払法人所得税		4,925	4,673
その他の流動資産		4,295	5,001	契約負債		8,732	9,704
非流動資産		136,131	143,943	その他の金融負債		19,619	19,480
有形固定資産		17,203	19,798	引当金		377	436
使用権資産		34,896	34,617	その他の流動負債		5,223	5,275
のれん		16,657	17,088	非流動負債		105,884	101,061
無形資産		9,548	9,454	社債及び借入金		43,151	38,547
投資不動産		19,769	22,360	リース負債		22,865	21,833
持分法で会計処理 されている投資		976	2,317	契約負債		17,151	16,152
その他の金融資産		24,462	26,216	その他の金融負債		11,178	12,004
繰延税金資産		11,621	10,928	引当金		9,547	10,610
その他の非流動資産		995	1,160	繰延税金負債		1,196	1,091
資産合計		303,176	324,288	その他の非流動負債		794	820
				負債合計		232,663	237,709
				資本			
				親会社の所有者に 帰属する持分合計		68,198	84,568
				資本金		2,667	2,667
				資本剰余金		555	257
				利益剰余金		63,010	77,418
				自己株式		△5,551	△2,533
				その他の資本の 構成要素		7,517	6,759
				非支配持分		2,314	2,010
				資本合計		70,512	86,579
				負債及び資本合計		303,176	324,288

- (注) 1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 第58期（2025年3月31日現在）はご参考（会計監査人の監査対象外）です。

連結計算書類

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	(ご参考) 第58期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第59期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売上収益		142,908	151,074
売上原価		76,600	80,768
売上総利益		66,308	70,306
販売費及び一般管理費		39,894	42,759
その他の収益		4,509	3,644
その他の費用		485	375
営業利益		30,437	30,815
金融収益		541	719
金融費用		496	781
持分法による投資利益		3,656	190
持分法による投資の売却益		18,724	—
税引前当期利益		52,863	30,943
法人所得税費用		9,063	9,913
当期利益		43,800	21,030
当期利益の帰属			
親会社の所有者		43,317	20,665
非支配持分		483	365
当期利益		43,800	21,030

- (注) 1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 第58期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)はご参考(会計監査人の監査対象外)です。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	期 別	(ご参考) 第58期	第59期	科 目	期 別	(ご参考) 第58期	第59期
		2025年3月31日現在	2026年3月31日現在			2025年3月31日現在	2026年3月31日現在
資産の部				負債の部			
流動資産		43,255	44,479	流動負債		20,277	20,559
現金及び預金		15,060	10,669	関係会社買掛金		478	634
関係会社売掛金		6,068	7,510	短期借入金		1,173	2,088
関係会社短期貸付金		20,998	24,786	1年内返済予定の 長期借入金		5,926	5,023
1年内回収予定の 関係会社長期貸付金		789	1,035	未払金		194	234
その他		338	477	未払法人税等		18	486
固定資産		50,272	52,361	関係会社預り金		12,284	12,003
有形固定資産		180	150	賞与引当金		44	48
建物		45	45	その他		156	38
工具、器具及び備品		135	105	固定負債		31,670	26,684
無形固定資産		90	223	転換社債型 新株予約権付社債		23,700	23,438
ソフトウェア		68	200	長期借入金		7,969	3,246
その他		21	23	負債合計		51,948	47,243
投資その他の資産		50,002	51,987	純資産の部			
関係会社株式		15,885	15,505	株主資本		40,738	48,421
関係会社長期貸付金		32,242	33,451	資本金		2,667	2,667
繰延税金資産		1,076	1,317	資本剰余金		3,494	2,860
その他		796	1,711	資本準備金		2,860	2,860
繰延資産		21	13	その他資本剰余金		634	—
社債発行費		21	13	利益剰余金		40,128	45,428
資産合計		93,549	96,853	利益準備金		38	38
				その他利益剰余金		40,090	45,390
				繰越利益剰余金		40,090	45,390
				自己株式		△5,551	△2,533
				新株予約権		862	1,188
				純資産合計		41,600	49,609
				負債・純資産合計		93,549	96,853

- (注) 1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 第58期（2025年3月31日現在）はご参考（会計監査人の監査対象外）です。

計算書類

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	
	(ご参考) 第58期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第59期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売上高	9,074	15,750
関係会社受取配当金	4,089	10,602
その他の事業売上高	4,984	5,147
売上原価	2,772	2,972
その他の事業売上原価	2,772	2,972
売上総利益	6,302	12,777
販売費及び一般管理費	965	1,076
営業利益	5,336	11,701
営業外収益	1,279	1,675
受取利息	268	279
関係会社受取利息	800	1,060
受取保証料	187	310
その他	23	25
営業外費用	238	235
支払利息	223	200
関係会社支払利息	6	22
社債発行費償却	7	7
その他	0	4
経常利益	6,377	13,141
特別利益	27,834	0
関係会社株式売却益	27,834	—
新株予約権戻入益	—	0
その他	0	—
特別損失	1	202
関係会社株式売却損	—	200
関係会社清算損	1	—
その他	0	1
税引前当期純利益	34,210	12,939
法人税、住民税及び事業税	4	443
法人税等調整額	△622	△241
当期純利益	34,828	12,736

(注) 1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 第58期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）はご参考（会計監査人の監査対象外）です。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社リロググループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 達
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 馬 渕 直 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リロググループの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社リロググループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査報告書

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社リログループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 原 田 達
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 馬 淵 直 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リログループの2025年4月1日から2026年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社リログループ 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員	大 木 延 佳	Ⓔ
常 勤 監 査 等 委 員	堤 竹 あかね	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	佐 藤 香 織	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	本 間 洋 一	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	山 本 節 子	Ⓔ

以 上

RELO

株式会社 リロググループ

第59期 株主通信

2025年4月1日▶2026年3月31日



第四次オリンピック作戦 本格始動!

2026年3月期
業績

2026年3月期は、中期経営計画「第四次オリンピック作戦」の初年度となりました。人手不足や高齢化といった環境変化を成長の機会と捉え、主力事業の磨き上げと将来への戦略的投資を実行いたしました。

売上収益

1,510億円
前期比+5.7%

営業利益

308億円
前期比+1.2%

福利厚生倶楽部会員数

732万人
(+0.6%)

借上社宅管理戸数

29.8万戸
(+7.0%)

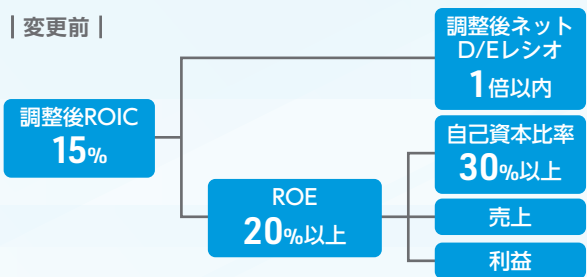
賃貸管理戸数

12.5万戸
(+2.7%)

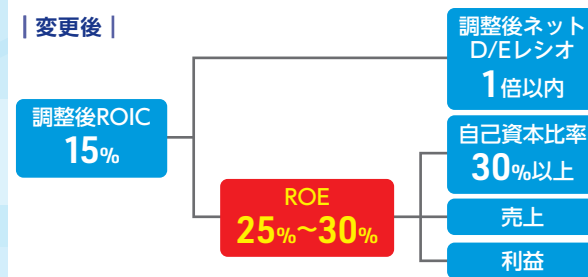
資本効率を
重視した経営

当社は、資本効率をより重視した経営を推進するため、本中計期間中(2026年3月期~2029年3月期)はROEの目標水準を**25%~30%**に引き上げ、計画の達成に挑みます。

| 変更前 |



| 変更後 |



目標達成に向けた事業成長の新たなステージ

カフェテリアPLUS

価値観の多様化を背景に注目を集めるカフェテリアプラン。

さらに「従業員満足」と「企業の成長」を両立する仕組みに進化しました！

AIによるシンプルで直感的な操作性！

企業の推奨メニューへの誘導機能を新搭載。
より高度な戦略的運用を実現！

新たな価値創出を通じて、リログループは
福利厚生を進化させ、労働力不足に直面する
日本企業の「人材投資」を後押しします。

カフェテリアPLUS+



企業が付与する
ポイントの範囲内で
自由に選べる！



株式会社リロクラブバケーションズ設立！

福利厚生のリロクラブと観光のリロバケーションズの強みを融合。

グループ初のジョイントベンチャー「リロクラブバケーションズ」が法人市場のさらなる開拓へ！

リロクラブ

(株)リロクラブバケーションズ
取締役
桐山 秋行
(株)リロクラブ
執行役員



リロバケーションズ

(株)リロクラブバケーションズ
代表取締役社長
象潟 貴昭
(株)リロクラブバケーションズ
常務取締役



両社の顧客基盤と
商品力を掛け合わせ、
シナジーを最大化！

当社にしか実現できない、
独自のハイブリッド商品を
提供します！

リログループにしか実現できない独自の融合価値により、
競争が激しい市場で差別化を図り、法人領域のシェアを一気に拡大してまいります。

株主還元の充実

2026年3月期は1株当たり**69円**の配当といたしました。

株主還元の大幅な引き上げ

強固なストック型収益と安定した基盤により、キャッシュ創出力がさらに高まっており、本中期経営計画期間(2026年3月期から2029年3月期)における配当方針を見直しました。これに伴い、当期の配当性向を50%に引き上げ、1株当たり69円の配当といたしました。

還元方針について

今後、本中期経営計画期間において、下記の施策を通じて、株主還元のさらなる充実と安定性の向上を図ってまいります。

- 配当性向**50%**へ引き上げ、総還元性向**60%**(自己株式取得を含む)を目指します。
- **累進配当***の導入および**年2回**の配当を実施いたします。

これらの還元水準の大幅な引き上げを通じて、利益成長に伴う増配と一株当たり株式価値の向上を同時に実現し、株主の皆様への利益還元を一段と強化してまいります。

※原則として年間配当の維持もしくは増配を行う配当政策

■ 配当金の推移(単位:円)

配当性向を**50%**に引き上げ、株主還元の充実へ



株主優待制度のご案内

「リログループ株主優待Club Off」は、国内外の宿泊施設をお得な会員料金でご利用いただける他、レジャー施設や映画・観劇・飲食店の割引など、日常生活でもお楽しみいただける会員限定のお得なサービスです。ぜひご活用ください!

生活を彩るサービスも豊富にラインナップ!



宿泊

最大90%OFF※1



レジャー

最大75%OFF※2



飲食

最大50%OFF



映画

会員優待価格



ライフ

会員優待価格

ご登録いただいた会員様へ

国内の宿泊施設や各種サービスメニューが掲載されているガイドブックを送付いたします。ガイドブックではサービスメニューがより魅力的に紹介されています。



詳しくはこちら

https://www.relo.jp/ir/club_off.html

※画像はイメージです

※1:VIP会員がホームページ限定「タイムセール」企画500円の宿をご利用の場合

※2:VIP会員が特典をご利用の場合

ご利用期間

2026年5月29日 16:00から2027年5月31日まで

Club Off ウェブサイト

<https://www.club-off.com/relo/>

➡詳しくは、6月上旬頃に郵送しております「リログループ株主優待Club Off ご利用案内」をご確認ください。



株主総会会場 ご案内図

■ 日時

2026年6月24日(水曜日)
午前10時(受付開始午前9時30分)

■ 会場

京王プラザホテル南館4階
「扇」

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号



■ 交通機関から会場までのご案内

- JR「新宿駅」西口 徒歩7分
- 京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線・都営新宿線「新宿駅」 徒歩7分
- 都営大江戸線「都庁前駅」 B1出口すぐ

ご注意

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の皆様へのお土産の用意はいたしておりません。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

株式会社 **リログループ**

<https://www.relo.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

